

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えましたが、制度の延長については、現在調整を行っているところです。

それまでの間の申請にかかる手続きについては以下のとおりお願いいたします。

- ①現在、申請にかかる事前相談（書類の確認を含む。）を行っております。申請書の作成や認定要件等でご不明な点があればお問い合わせください。
- ②相続が発生した場合は、相続税法により相続の発生から10ヶ月以内に税務署に申告する必要がありますので、本制度の申請を検討している場合は早期にご相談をお願いいたします。
- ③既に相続が発生し、9月30日までに申請が間に合わなかった場合、早急に以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナチ）、伊藤、石原

電話：03-5253-1111

（内線 2606、2608、2636）